

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	ふるさと納税寄附者台帳	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務企画部 企画財政課 財政室	
個人情報ファイルの利用目的	ふるさと納税事務を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号	
記録範囲	ふるさと納税寄附者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	委託事業者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鎌ヶ谷市	総務企画部 企画財政課 財政室
	(所在地) 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	市政功労表彰受賞者及び感謝状交付者名簿	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務企画部 秘書広報課	
個人情報ファイルの利用目的	表彰事務を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2住所、3表彰の種類、4功績、5表彰年月日	
記録範囲	市政功労表彰受賞者及び感謝状交付者	
記録情報の収集方法	市の機関内部	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鎌ヶ谷市	総務企画部 秘書広報課
	(所在地) 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	永年保存	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	市政功労表彰・感謝状 推薦調書・功績調書個別台帳	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務企画部 秘書広報課	
個人情報ファイルの利用目的	表彰事務を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6賞罰、7表彰の種類、8功績、9表彰年月日	
記録範囲	市政功労表彰受賞者及び感謝状交付者	
記録情報の収集方法	市の機関内部	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鎌ヶ谷市	総務企画部 秘書広報課
	(所在地) 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	永年保存	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	広報かまがやポスティング配付先	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務企画部 秘書広報課広報広聴室	
個人情報ファイルの利用目的	広報かまがやのポスティングを適正に行うため	
記録項目	1氏名、4住所、7電話番号	
記録範囲	広報かまがやの自宅へのポスティングを希望する者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	委託事業者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鎌ヶ谷市	総務企画部 秘書広報課広報広聴室
	(所在地) 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	委託事業者には氏名と住所のみ提供	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	個人住民税システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務企画部 課税課	
個人情報ファイルの利用目的	個人市民税の賦課を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6個人番号、7家族状況、8居住状況、9財産・収入、10納税状況、11公的扶助、12口座情報、13障がい	
記録範囲	所得税確定申告者、住民税申告者、給与支払報告書で報告された者、公的年金等支払報告書で報告された者	
記録情報の収集方法	本人等からの申告、所得税に関する税務署への申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
	心身の機能の障がい	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鎌ヶ谷市	総務企画部 課税課
	(所在地) 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	資産税システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務企画部 課税課 土地係、家屋係	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務や、各種税証明書の発行のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6納税状況、7口座情報	
記録範囲	市内にある土地、家屋、償却資産の所有者	
記録情報の収集方法	本人、法務局からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鎌ヶ谷市	総務企画部 課税課 土地係、家屋係
	（所在地）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 （マニュアル（手作業）処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	軽自動車税システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務企画部 課税課	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の賦課を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6納税状況、7口座情報、8障がい	
記録範囲	本市管内に定置場を有する軽自動車等を所有または使用する者	
記録情報の収集方法	本人等からの申告、軽自動車検査協会等からの送付	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
	心身の機能の障がい	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鎌ヶ谷市	総務企画部 課税課
	（所在地）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ケ谷市）

個人情報ファイルの名称	収納管理システム	
行政機関等の名称	鎌ケ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務企画部 収税課 管理係	
個人情報ファイルの利用目的	市税の収納及び管理を行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6納税状況、7口座情報	
記録範囲	市税納税義務者	
記録情報の収集方法	本人、市の機関内部	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	金融機関・電算委託事業者（株式会社ディー・エス・ケー）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鎌ケ谷市	総務企画部 収税課 管理係
	（所在地）鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	滞納管理システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務企画部 収税課 収税係	
個人情報ファイルの利用目的	市税の滞納管理について適正な業務を行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6納税状況、7口座情報	
記録範囲	市税納税義務者	
記録情報の収集方法	本人、市の機関内部、他の行政機関、民間事業者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	電算委託事業者（株式会社ディー・エス・ケイ）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鎌ヶ谷市	総務企画部 収税課 収税係
	（所在地）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	住民記録システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部 市民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳事務を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5国籍、6本籍、7個人識別符号（個人番号を含む）、8婚姻歴	
記録範囲	本市に住民登録のある全住民	
記録情報の収集方法	本人、他の行政機関（市町村等）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	他の行政機関（国、県、市町村等）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鎌ヶ谷市	市民生活部 市民課
	（所在地）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	印鑑登録システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部 市民課	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録の記録及び管理を行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5その他（登録番号、印影）	
記録範囲	印鑑登録者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鎌ヶ谷市	市民生活部 市民課
	（所在地）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル（手作業）処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	戸籍総合管理システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部 市民課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍簿及び戸籍附票の記録及び管理、証明書発行事務を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5国籍、6本籍、7家族状況、8婚姻歴、9居住状況、10賞罰	
記録範囲	鎌ヶ谷市に本籍を有する者	
記録情報の収集方法	戸籍届出者、他市町村からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
	犯罪の経歴 逮捕、捜索、差押え、拘留、控訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。 少年法による調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 鎌ヶ谷市	市民生活部 市民課
	（所在地） 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 （マニュアル（手作業）処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ケ谷市）

個人情報ファイルの名称	国民健康保険システム	
行政機関等の名称	鎌ケ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部 保険年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険の資格・給付・賦課を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6個人識別符号（個人番号含む）、7家族状況、8居住状況、9財産・収入、10納税状況、11公的扶助、12口座情報、13国民健康保険加入履歴	
記録範囲	鎌ケ谷市国民健康保険被保険者及び被保険者であった者	
記録情報の収集方法	本人、市の内部機関、他の自治体	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	委託事業者（株式会社ディー・エス・ケイ）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鎌ケ谷市	市民生活部 保険年金課
	（所在地）鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部 保険年金課	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療制度に関する事務を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5国籍、6電話番号、7個人識別符号（個人番号を含む）、8家族状況、9財産・収入、10公的扶助、11口座情報、12障がい、13後期高齢者医療被保険者履歴	
記録範囲	後期高齢者医療被保険者（資格取得見込及び資格喪失者を含む）、被保険者と同一世帯の市民	
記録情報の収集方法	本人、住民記録担当課、住民税務担当課、生活保護担当課、後期高齢者医療広域連合、千葉県国民健康保険団体連合会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
	心身の機能の障がい	
記録情報の経常的提供先	千葉県後期高齢者医療広域連合、千葉県国民健康保険団体連合会、電算委託事業者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鎌ヶ谷市	市民生活部 保険年金課
	（所在地）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 （マニュアル（手作業）処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部 保険年金課	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療制度に関する事務を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5国籍、6電話番号、7個人識別符号（個人番号を含む）、8家族状況、9財産・収入、10公的扶助、11口座情報、12健康状態、13傷病歴、14障がい、15後期高齢者医療制度被保険者履歴	
記録範囲	後期高齢者医療被保険者（資格取得見込及び資格喪失者を含む）、被保険者と同一世帯の市民	
記録情報の収集方法	本人、住民記録担当課、住民税務担当課、生活保護担当課、後期高齢者医療広域連合	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
	病歴、心身の機能の障がい	
記録情報の経常的提供先	千葉県後期高齢者医療広域連合、電算委託事業者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鎌ヶ谷市	市民生活部 保険年金課
	（所在地）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ケ谷市）

個人情報ファイルの名称	高額療養費支給システム	
行政機関等の名称	鎌ケ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部 保険年金課	
個人情報ファイルの利用目的	高額療養費の給付事務を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6個人識別符号（個人番号を含む）、7家族状況、8公的扶助、9口座情報、10傷病歴、11国民健康保険加入履歴	
記録範囲	鎌ケ谷市国民健康保険被保険者及び被保険者であった者	
記録情報の収集方法	本人、千葉県国民健康保険団体連合会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
	病歴、健康診断その他の検査の結果に基づき医師等により心身の状態の改善のための指導又は診察若しくは調剤が行われたこと	
記録情報の経常的提供先	委託事業者（ちばぎんコンピューターサービス株式会社）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鎌ケ谷市	市民生活部 保険年金課
	（所在地）鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目6番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	国保情報集約システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部 保険年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険被保険者の資格管理を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6個人識別符号（個人番号を含む）、7家族状況、8国民健康保険加入履歴	
記録範囲	鎌ヶ谷市国民健康保険被保険者及び被保険者であった者	
記録情報の収集方法	本人、千葉県国民健康保険団体連合会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	千葉県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鎌ヶ谷市	市民生活部 保険年金課
	（所在地）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル(手作業) 処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	国民健康保険総合システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部 保険年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険診療報酬の管理を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6個人識別符号（個人番号を含む）、7家族状況、8傷病歴、9国民健康保険加入履歴	
記録範囲	鎌ヶ谷市国民健康保険被保険者及び被保険者であった者	
記録情報の収集方法	本人、千葉県国民健康保険団体連合会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
	病歴、健康診断その他の検査の結果に基づき医師等により心身の状態の改善のための指導又は診察若しくは調剤が行われたこと	
記録情報の経常的提供先	千葉県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鎌ヶ谷市	市民生活部 保険年金課
	（所在地）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	国民年金システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部 保険年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金事務を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6個人識別符号（個人番号を除く）、7財産・収入、8年金加入履歴	
記録範囲	国民年金加入者及び国民年金加入者であった者	
記録情報の収集方法	本人、日本年金機構	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鎌ヶ谷市	市民生活部 保険年金課
	（所在地）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ケ谷市）

個人情報ファイルの名称	国民健康保険等健診システム	
行政機関等の名称	鎌ケ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部 保険年金課 健康福祉部 高齢者支援課、 健康増進課	
個人情報ファイルの利用目的	1 国民健康保険保健事業（特定健康診査、特定保健指導、重症化予防事業等）を実施するため 2 後期高齢者医療制度における保健事業（後期高齢者健康診査、重症化予防事業等）を実施するため 3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事業を行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6個人識別符号（個人番号を除く）、7家族状況、8健康状態、9健診結果、10指導記録、11国民健康保険・後期高齢者医療制度被保険者履歴	
記録範囲	35歳以上の国民健康保険加入者、75歳以上の後期高齢者医療制度被保険者	
記録情報の収集方法	本人、医療機関、市の内部機関、千葉県国民健康保険団体連合会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
	病歴 健康診断その他の検査（以下「健康診断等」という。）の結果 健康診断等の結果に基づき、医師等により心身の状態の改善のための指導又は診察若しくは調剤が行われたこと。	
記録情報の経常的提供先	千葉県国民健康保険団体連合会、国民健康保険保健事業受託先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鎌ケ谷市	市民生活部 保険年金課 健康福祉部 高齢者支援課、 健康増進課
	（所在地）鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目6番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル（手作業）処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	滞納管理システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部 保険年金課 保険料収納係	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納管理について適正な業務を行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5個人識別符号（個人番号を除く）、6納税状況、7口座情報	
記録範囲	国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料納付義務者	
記録情報の収集方法	本人、市の機関内部、他の行政機関、民間事業者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	電算委託事業者（株式会社ディー・エス・ケイ）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鎌ヶ谷市	市民生活部 保険年金課 保険料収納係
	（所在地）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 （マニュアル（手作業）処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	収納管理システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部 保険年金課 保険料収納係	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の収納及び管理を行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5個人識別符号（個人番号を除く）、6納税状況、7口座情報	
記録範囲	国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料納付義務者	
記録情報の収集方法	本人、市の機関内部	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	電算委託事業者（株式会社ディー・エス・ケイ）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鎌ヶ谷市	市民生活部 保険年金課 保険料収納係
	（所在地）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 （マニュアル（手作業）処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	し尿マスター	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部　クリーン推進課	
個人情報ファイルの利用目的	し尿収集業務を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号	
記録範囲	市民	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名　称) 鎌ヶ谷市	市民生活部　クリーン推進課
	(所在地) 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目６番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第６０条第２項第１号 (電算処理ファイル)	☐ 法第６０条第２項第２号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第２１条第７項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備　　考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	浄化槽清掃記録	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部　クリーン推進課	
個人情報ファイルの利用目的	浄化槽利用者の管理状況の把握を行うため	
記録項目	1氏名、2住所	
記録範囲	浄化槽の清掃を実施した方	
記録情報の収集方法	民間事業者・私人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名　称) 鎌ヶ谷市	市民生活部　クリーン推進課
	(所在地) 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル (手作業) 処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備　　考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	浄化槽台帳	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部クリーン推進課	
個人情報ファイルの利用目的	浄化槽利用者数の把握を行うため	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号	
記録範囲	浄化槽の設置等について県に登録がある方	
記録情報の収集方法	他の行政機関（県）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鎌ヶ谷市	市民生活部クリーン推進課
	（所在地）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル (手作業) 処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	畜犬登録台帳システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部 環境課	
個人情報ファイルの利用目的	畜犬登録事務を適正に行うため。	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号	
記録範囲	犬を飼っている市民	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	他の行政機関（転出の場合に使用）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 鎌ヶ谷市	市民生活部 環境課
	（所在地） 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	令和３年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	住民税非課税世帯等を対象とした給付金事務を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5国籍、6本籍、7家族状況、8財産・収入、9口座情報、10課税状況、11転入情報	
記録範囲	令和３年１２月１０日時点で本市に住民記録のある全住民	
記録情報の収集方法	本人、市の内部機関、他市町村	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	他の行政機関等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鎌ヶ谷市	健康福祉部 社会福祉課
	（所在地）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目６番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第６０条第２項第１号 (電算処理ファイル)	☐ 法第６０条第２項第２号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第２１条第７項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	事業は終了しているが保存年限により令和１５年まで保管	

個人情報ファイル簿（鎌ケ谷市）

個人情報ファイルの名称	令和４年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業システム	
行政機関等の名称	鎌ケ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	住民税非課税世帯等を対象とした給付金事務を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5国籍、6本籍、7家族状況、8財産・収入、9口座情報、10課税状況、11転入情報	
記録範囲	令和４年６月１日時点で本市に住民記録のある全住民	
記録情報の収集方法	本人、市の内部機関、他市町村	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	他の行政機関等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鎌ケ谷市	健康福祉部 社会福祉課
	（所在地）鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第６０条第２項第１号 (電算処理ファイル)	☐ 法第６０条第２項第２号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第２１条第７項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	事業は終了しているが保存年限により令和１５年まで保管	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	住民税非課税世帯等を対象とした給付金事務を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5国籍、6本籍、7家族状況、8財産・収入、9口座情報、10課税状況、11転入情報	
記録範囲	令和５年６月１日時点で本市に住民記録のある全住民	
記録情報の収集方法	本人、市の内部機関、他市町村	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	他の行政機関等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鎌ヶ谷市	健康福祉部 社会福祉課
	（所在地）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目６番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第６０条第２項第１号 (電算処理ファイル)	☐ 法第６０条第２項第２号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第２１条第７項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	事業は終了しているが保存年限により令和１６年まで保管	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加給付）事業及び低所得者支援給付金システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	住民税非課税世帯等を対象とした給付金事務を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5国籍、6本籍、7家族状況、8財産・収入、9口座情報、10課税状況、11転入情報	
記録範囲	令和５年１２月１日時点で本市に住民記録のある全住民	
記録情報の収集方法	本人、市の内部機関、他市町村	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	他の行政機関等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鎌ヶ谷市	健康福祉部 社会福祉課
	（所在地）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目６番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル）	☐ 法第６０条第２項第２号 （マニュアル（手作業）処理ファイル）
	政令第２１条第７項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	事業は終了しているが保存年限により令和１６年まで保管	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	住民税非課税世帯等を対象とした給付金事務を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5国籍、6本籍、7家族状況、8財産・収入、9口座情報、10課税状況、11転入情報	
記録範囲	令和４年９月３０日時点で本市に住民記録のある全住民	
記録情報の収集方法	本人、市の内部機関、他市町村	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	他の行政機関等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鎌ヶ谷市	健康福祉部 社会福祉課
	（所在地）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目６番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第６０条第２項第１号 (電算処理ファイル)	☐ 法第６０条第２項第２号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第２１条第７項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	事業は終了しているが保存年限により令和１５年まで保管	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	生活保護電算処理システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	生活保護事務の適正な事務処理のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5国籍、6本籍、7電話番号、8個人番号、9家族状況、10婚姻歴、11居住状況、12学業・学歴、13財産・収入、14公的扶助、15口座情報、16傷病歴、17障がい	
記録範囲	生活保護受給者、申請者、相談者、廃止者、扶養義務者、民生委員、医療機関等	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、公用請求により官公署、医療機関等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
	病歴、心身の機能の障がい	
記録情報の経常的提供先	本人、扶養義務者、医療機関、民生委員等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鎌ヶ谷市	健康福祉部 社会福祉課
	（所在地）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル（手作業）処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	生活保護等版電子レセプト管理システムクラウドサービス	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	生活保護受給者等の診療報酬明細書の点検業務等に利用するため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4健康状態、5傷病歴、6障がい、7医療機関の所在地、8医療機関等名称、9診療年月、10調剤年月、11公費負担者番号、12公費受給者番号、13医療機関コード、14薬局コード、15診療点数、16調剤点数、17訪問看護療養費、18一部負担金額	
記録範囲	生活保護受給者、中国残留邦人等	
記録情報の収集方法	医療機関等、社会保険診療報酬支払基金	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
	病歴、心身の機能の障がい	
記録情報の経常的提供先	社会保険診療報酬支払基金、点検業者等、健康管理支援事業委託業者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鎌ヶ谷市	健康福祉部 社会福祉課
	（所在地）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	生活困窮者自立支援事業システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	生活困窮者自立支援事業の適正な事務処理のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5国籍、6電話番号、7家族状況、8婚姻歴、9居住状況、10職業・職歴、11学業・学歴、12免許・資格、13財産・収入、14公的扶助、15健康状態、16傷病歴、17障がい	
記録範囲	相談者、支援決定者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム等、他の行政機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
	病歴、心身の機能の障がい	
記録情報の経常的提供先	本人、他の行政機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鎌ヶ谷市	健康福祉部 社会福祉課
	（所在地）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル(手作業) 処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	住民税均等割課税世帯に対する給付金支給事業システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	住民税均等割課税世帯に対する給付金支給事業を適正に実施するため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5国籍、6家族状況、7財産・収入	
記録範囲	令和４年１０月１日時点で本市に住民記録のある全住民	
記録情報の収集方法	本人、市の内部機関、住民基本台帳システム等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	本人、他の行政機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鎌ヶ谷市	健康福祉部 社会福祉課
	（所在地）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目６番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル）	☐ 法第６０条第２項第２号 （マニュアル（手作業）処理ファイル）
	政令第２１条第７項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	事業は終了しているが保存年限により令和１５年まで保管	

個人情報ファイル簿（鎌ケ谷市）

個人情報ファイルの名称	避難行動要支援者名簿システム		
行政機関等の名称	鎌ケ谷市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 社会福祉課		
個人情報ファイルの利用目的	避難行動要支援者名簿の整備のため		
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6健康状態、7障がい		
記録範囲	(1) 65歳以上のひとり暮らし高齢者で要支援1から要介護2の者 (2) 65歳以上の高齢者のみの世帯で要支援1から要介護2の者 (3) 介護保険の要介護3～5の認定を受けている者 (4) 身体障害者手帳所持者（1・2級）ただし免疫機能障害を除く (5) 療育手帳所持者（A判定） (6) 精神障害者保健福祉手帳所持者（1級） (7) 難病患者（筋萎縮性側索硬化症患者、人工呼吸器装着者） (8) 小児慢性特定疾病児童（人工呼吸器装着者） (9) その他、相当の支援を必要とすると認められる者		
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、市の機関内部		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む		
	病歴、心身の機能の障がい		
記録情報の経常的提供先	自治会、民生委員		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鎌ケ谷市	健康福祉部 社会福祉課	
	(所在地) 鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目6番1号		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号	
	(電算処理ファイル)	(マニュアル(手作業)処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無		
備 考	—		

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	低所得者支援給付金（新たに非課税世帯等）事業システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	住民税非課税世帯等を対象とした給付金事務を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5国籍、6本籍、7家族状況、8財産・収入、9口座情報、10課税状況、11転入情報	
記録範囲	令和6年6月3日時点で本市に住民登録のある全住民	
記録情報の収集方法	本人、市の内部機関、他市町村	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	他の行政機関等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鎌ヶ谷市	健康福祉部 社会福祉課
	（所在地）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	事業は終了しているが保存年限により令和17年まで保管	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	定額減税補足給付金（調整給付金）事業システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	定額減税で減税しきれないと見込まれる人等を対象とした給付金事務を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5国籍、6本籍、7家族状況、8財産・収入、9口座情報、10課税状況、11転入情報	
記録範囲	令和６年度住民税納税義務者	
記録情報の収集方法	本人、市の内部機関、他市町村	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	他の行政機関等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鎌ヶ谷市	健康福祉部 社会福祉課
	（所在地）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目６番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル）	☐ 法第６０条第２項第２号 （マニュアル（手作業）処理ファイル）
	政令第２１条第７項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	事業は終了しているが保存年限により令和１７年まで保管	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	低所得者支援給付金（３万円）事業システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	住民税非課税世帯を対象とした給付金事務を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5国籍、6本籍、7家族状況、8財産・収入、9口座情報、10課税状況、11転入情報	
記録範囲	令和６年１２月１３日時点で本市に住民登録のある全住民	
記録情報の収集方法	本人、市の内部機関、他市町村	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	他の行政機関等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鎌ヶ谷市	健康福祉部 社会福祉課
	（所在地）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目６番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第６０条第２項第１号 (電算処理ファイル)	☐ 法第６０条第２項第２号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第２１条第７項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	事業は終了しているが保存年限により令和１８年まで保管	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	定額減税補足給付金（不足額給付）事業システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	令和６年分所得税が確定したことで本来給付すべき額と当初給付額に差額が生じた人等を対象とした給付金事務を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5国籍、6本籍、7家族状況、8財産・収入、9口座情報、10課税状況、11転入情報	
記録範囲	令和７年度住民税納税義務者	
記録情報の収集方法	本人、市の内部機関、他市町村	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	他の行政機関等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鎌ヶ谷市	健康福祉部 社会福祉課
	（所在地）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目６番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル）	☐ 法第６０条第２項第２号 （マニュアル（手作業）処理ファイル）
	政令第２１条第７項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	事業は終了しているが保存年限により令和１８年まで保管	

個人情報ファイル簿（鎌ケ谷市）

個人情報ファイルの名称	障害者手帳に係るファイル	
行政機関等の名称	鎌ケ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 障がい福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	障害者手帳の適正な管理を行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6個人番号、7家族状況、8居住状況、9納税状況、10症病歴、11障がい、12経過記録	
記録範囲	鎌ケ谷市が援護する障がい者	
記録情報の収集方法	本人、他の自治体	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
	病歴、心身の機能の障がい	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鎌ケ谷市	健康福祉部 障がい福祉課
	(所在地) 鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	障害福祉サービス	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 障がい福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	障がい福祉サービスの支給決定のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6家族状況、7居住状況、8職業・職歴、9納税状況、10健康状態、11障がい、12経過記録	
記録範囲	鎌ヶ谷市が援護する障がい福祉サービス利用者	
記録情報の収集方法	本人、医療機関、民間事業者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む 病歴、心身の機能の障がい	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鎌ヶ谷市	健康福祉部 障がい福祉課
	（所在地）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	障がい者総合福祉システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 障がい福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	障がい福祉課全体の事務を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5本籍、6電話番号、7家族状況、8納税状況、9障がい	
記録範囲	身体障害者手帳、療育手帳、精神手帳の保持者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
	心身の機能の障がい	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鎌ヶ谷市	健康福祉部 障がい福祉課
	（所在地）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル(手作業) 処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	福祉タクシー利用者名簿	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 障がい福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	福祉タクシー利用券発行事務を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5障がい	
記録範囲	福祉タクシー利用券交付申請者	
記録情報の収集方法	本人、本人の家族等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
	心身の機能の障がい	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鎌ヶ谷市	健康福祉部 障がい福祉課
	(所在地) 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル(手作業) 処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	重度心身障がい者（児）医療費助成受給者名簿	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 障がい福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	重度心身障がい者（児）医療費助成事務を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2生年月日・年齢、3住所、4口座情報、5障がい	
記録範囲	重度心身障がい者（児）医療費助成受給者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
	心身の機能の障がい	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鎌ヶ谷市	健康福祉部 障がい福祉課
	（所在地）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	重度身体障がい者福祉手当名簿	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 障がい福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	重度身体障がい者福祉手当の支給事務を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5口座情報、6障がい	
記録範囲	重度身体障がい者福祉手当受給者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
	心身の機能の障がい	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鎌ヶ谷市	健康福祉部 障がい福祉課
	(所在地) 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル □ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	難病患者援助金名簿	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 障がい福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	難病患者援助金の支給事務を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5口座情報、6障がい	
記録範囲	難病患者受給者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
	心身の機能の障がい	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鎌ヶ谷市	健康福祉部 障がい福祉課
	（所在地）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	児童クラブシステム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部　こども支援課	
個人情報ファイルの利用目的	放課後児童クラブ入退会事務を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6家族状況、7婚姻歴、8居住状況、9職業・職歴、10納税状況、11公的扶助、12口座情報、13健康状態、14傷病歴、15障がい、16性格・性質、17身体の特徴	
記録範囲	放課後児童クラブ入会申請のあった市民	
記録情報の収集方法	本人、市の機関内部	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
	病歴、心身の機能の障がい、健康診断その他の検査（以下「健康診断等」という。）の結果、健康診断等の結果に基づき医師等により心身の状態の改善のための指導又は診察若しくは調剤が行われたこと。	
記録情報の経常的提供先	電算委託事業者（（株）ディー・エス・ケイ）、放課後児童クラブ運営委託事業者（（株）アンフィニ、シダックス大新東ヒューマンサービス（株））	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）鎌ヶ谷市	健康福祉部　こども支援課
	（所在地）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目６番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル）	☐ 法第６０条第２項第２号 （マニュアル（手作業）処理ファイル）
	政令第２１条第７項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備　　考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	ひとり親家庭等医療費等助成システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部　こども支援課	
個人情報ファイルの利用目的	ひとり親家庭等医療費等助成事務を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6個人識別符号（個人番号を除く）、7家族状況、8婚姻歴、9居住状況、10財産・収入、11納税状況、12公的扶助、13口座情報、14障がい、15健康保険、16受診医療機関	
記録範囲	ひとり親家庭等医療費等助成対象者、扶養義務者	
記録情報の収集方法	本人、庁内の他部署、他市町村、国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
	心身の機能の障がい 逮捕、搜索、差押え、拘留、控訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名　称) 鎌ヶ谷市	健康福祉部　こども支援課
	(所在地) 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル(手作業) 処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備　　考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	小児医療費助成システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部　こども支援課	
個人情報ファイルの利用目的	子ども医療費助成事務を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6個人識別符号（個人番号を除く）、7財産・収入、8納税状況、9公的扶助、10口座情報	
記録範囲	子ども医療費申請者、配偶者、18歳以下の児童、扶養義務者（同世帯等）	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）鎌ヶ谷市	健康福祉部　こども支援課
	（所在地）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル（手作業）処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備　　考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	児童手当管理台帳システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部　こども支援課	
個人情報ファイルの利用目的	児童手当事務を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6家族状況、7財産・収入、8納税状況、9公的扶助、10口座情報	
記録範囲	児童手当受給者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名　称) 鎌ヶ谷市	健康福祉部　こども支援課
	(所在地) 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備　　考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ケ谷市）

個人情報ファイルの名称	家庭児童相談システム	
行政機関等の名称	鎌ケ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部　こども支援課 こども総合相談室	
個人情報ファイルの利用目的	（児童虐待） こどもに関わる様々な相談及び児童虐待対応に関わる世帯の情報について記録するため （家庭支援） ひとり親家庭に関する相談及び対応等、世帯の情報について記録するため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5国籍、6本籍、7電話番号、8家族状況、9姻歴、10居住状況、11職業・職歴、12学業・学歴、13免許・資格、14財産・収入、15納税状況、16公的扶助、17健康状態、18傷病歴、19障がい、20性格・性質、21身体の特徴、22学業成績、23試験成績	
記録範囲	市内在住の児童、当該児童の世帯員、相談者の世帯員、親族、関係者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、公用請求により官公署、関係機関からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
	1人種、2病歴、3犯罪の経歴、4犯罪により害を被った事実、5心身の機能の障がい、6健康診断その他の検査（以下「健康診断等」という。）の結果）、7健康診断等の結果に基づき、医師等により心身の状態の改善のための指導又は診察若しくは調剤が行われたこと、8逮捕、捜索、差押え、拘留、控訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと、9少年法による調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）鎌ケ谷市	健康福祉部　こども支援課 こども総合相談室
	（所在地）鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目6番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル（手作業）処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備　　考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	ファミリーサポートセンター事業	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部　こども支援課 こども総合相談室	
個人情報ファイルの利用目的	ファミリーサポートセンター事業事務を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6家族状況、7居住状況、8職業・職歴、9免許・資格、10健康状態、11傷病歴、12障がい	
記録範囲	ファミリーサポートセンター事業の登録者、当該登録者の世帯員、緊急連絡先	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
	病歴、心身の機能の障がい	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名　称) 鎌ヶ谷市	健康福祉部　こども支援課 こども総合相談室
	(所在地) 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル(手作業) 処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備　　考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	児童等状況確認データ一覧	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部　こども支援課 こども総合相談室	
個人情報ファイルの利用目的	未就園児等状況確認調査事務を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5居住状況	
記録範囲	0歳から12歳までの市民	
記録情報の収集方法	市の機関内部	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	委託事業者（株式会社ディー・エス・ケイ）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）鎌ヶ谷市	健康福祉部　こども支援課 こども総合相談室
	（所在地）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル（手作業）処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル □ 有 ☒ 無	
備　　考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	保育認定システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 幼児保育課	
個人情報ファイルの利用目的	保育認定事務を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5国籍、6本籍、7電話番号、8個人識別符号（個人番号を除く）、9家族状況、10婚姻歴、11居住状況、12職業・職歴、13免許・資格、14財産・収入、15公的扶助、16口座情報、17健康状態、18障がい、19性格・性質、20身体の特徴	
記録範囲	教育・保育給付認定対象者、施設等利用給付認定対象者	
記録情報の収集方法	本人、市の機関内部、民間事業者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
	社会的身分、病歴、心身の機能の障がい	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鎌ヶ谷市	健康福祉部 幼児保育課
	（所在地）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	介護保険システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 高齢者支援課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険事務を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5国籍、6本籍、7電話番号、8個人識別符号（個人番号を含む）、9財産・収入、10納税状況、11公的扶助、12口座情報、13健康状態、14傷病歴、15身体の特徴	
記録範囲	介護保険第1号被保険者、要介護・要支援認定者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳・税情報の連携、本人の申請、介護認定調査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
	病歴、心身の機能の障がい	
記録情報の経常的提供先	千葉県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鎌ヶ谷市	健康福祉部 高齢者支援課
	（所在地）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	敬老会対象者名簿	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 高齢者支援課	
個人情報ファイルの利用目的	敬老会の対象者（75歳以上の高齢者）を検索するため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所	
記録範囲	75歳以上の市民	
記録情報の収集方法	民間事業者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	鎌ヶ谷市の自治会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鎌ヶ谷市	健康福祉部 高齢者支援課
	（所在地）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	要援護高齢者名簿	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 高齢者支援課	
個人情報ファイルの利用目的	高齢者実態把握事業を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6居住状況、7健康状態	
記録範囲	75歳以上の市民	
記録情報の収集方法	市の機関内部、民生委員	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鎌ヶ谷市	健康福祉部 高齢者支援課
	(所在地) 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	健康管理システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 健康増進課	
個人情報ファイルの利用目的	市民の検診結果や予防接種歴等を記録し、それらの事務を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6個人識別符号（個人番号を含む）、7家族状況、8健康状態、9予防接種歴	
記録範囲	本市に住民票のある全住民	
記録情報の収集方法	本人、検診及び予防接種等委託医療機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
	健康診断その他の検査の結果	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鎌ヶ谷市	健康福祉部 健康増進課
	（所在地）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	用地交渉日誌	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建設部 道路河川整備課	
個人情報ファイルの利用目的	用地交渉事務を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号	
記録範囲	対象地権者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鎌ヶ谷市	都市建設部 道路河川整備課
	（所在地）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 （マニュアル（手作業）処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	地籍調査事業地権者ファイル	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建設部 道路河川管理課 地籍調査班	
個人情報ファイルの利用目的	地籍調査事業にかかる通知を送付するため	
記録項目	1氏名、2生年月日・年齢、3住所、4本籍、5財産・収入	
記録範囲	登記簿上、地籍調査事業対象区域内に土地を所有している者及びその法定相続人	
記録情報の収集方法	市の機関内部、他の行政機関等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	地籍調査事業の委託事業者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）鎌ヶ谷市	都市建設部 道路河川管理課 地籍調査班
	（所在地）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 （マニュアル（手作業）処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	建築データベースシステム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建設部 建築住宅課	
個人情報ファイルの利用目的	建築物の履歴の照会、閲覧並びに情報の保管	
記録項目	1氏名、2住所、3建築士・事務所登録情報、4建築物に係る情報	
記録範囲	市内に存する建築物に係る情報	
記録情報の収集方法	本人、代理人、指定確認検査機関、柏土木事務所からの報告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鎌ヶ谷市	都市建設部 建築住宅課
	(所在地) 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	建築行政共用データベースシステム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建設部 建築住宅課	
個人情報ファイルの利用目的	照会、閲覧並びに建築行政事務情報の保管、利用の便を図るため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5建築士・事務所登録情報、6建築物に係る情報	
記録範囲	全国の建築士、市内に存する建築物の建築主	
記録情報の収集方法	本人、代理人、指定確認検査機関、柏土木事務所からの報告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鎌ヶ谷市	都市建設部 建築住宅課
	(所在地) 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	長期優良住宅台帳	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建設部 建築住宅課	
個人情報ファイルの利用目的	長期優良住宅認定等事務を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2住所、3住宅情報	
記録範囲	長期優良住宅認定等申請者	
記録情報の収集方法	長期優良住宅認定等申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鎌ヶ谷市	都市建設部 建築住宅課
	(所在地) 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	空家等管理システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建設部 建築住宅課	
個人情報ファイルの利用目的	空家等対策事業を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号、4空家等情報	
記録範囲	空家等所有者等	
記録情報の収集方法	本人、市の機関内部、法務局等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鎌ヶ谷市	都市建設部 建築住宅課
	(所在地) 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	排水設備受付台帳	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建設部 下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	宅内排水設備の申請状況把握を行うため	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号	
記録範囲	排水設備設置申請者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鎌ヶ谷市	都市建設部 下水道課
	(所在地) 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	下水道受益者負担金管理システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建設部 下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	受益者負担金の賦課徴収業務を行うため	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号、4口座情報	
記録範囲	土地所有者、権利者	
記録情報の収集方法	本人、課税課、法務局	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鎌ヶ谷市	都市建設部 下水道課
	(所在地) 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	上下水道料金システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建設部 下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	下水道使用料の賦課徴収業務を行うため	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号、4口座情報	
記録範囲	上下水道使用者	
記録情報の収集方法	本人、千葉県企業局からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	千葉県企業局	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鎌ヶ谷市	都市建設部 下水道課
	(所在地) 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	マイナンバー管理システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	会計課	
個人情報ファイルの利用目的	税務署等に提出する個人番号の記載のある源泉徴収票等を作成するため	
記録項目	1氏名、2生年月日・年齢、3住所、4個人番号、5市からの年間支払額等	
記録範囲	源泉徴収票と支払調書の発行対象者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	税務署、他市区町村	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鎌ヶ谷市	会計課
	(所在地) 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	源泉徴収システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	会計課	
個人情報ファイルの利用目的	源泉徴収票等の作成	
記録項目	1氏名、2生年月日・年齢、3住所、4市からの年間支払額等	
記録範囲	源泉徴収票と支払調書の発行対象者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	本人、税務署、他市区町村	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鎌ヶ谷市	会計課
	(所在地) 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	執行管理システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	会計課	
個人情報ファイルの利用目的	支出事務に利用するため	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号、4口座情報	
記録範囲	債権者	
記録情報の収集方法	債権者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	金融機関（口座情報のみ）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 鎌ヶ谷市	会計課
	（所在地） 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	学齢簿管理ファイル	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生涯学習部 学校教育課 学務保健室	
個人情報ファイルの利用目的	学校教育法施行令に基づき、児童生徒の就学に関する情報等を管理するため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5国籍、6家族状況、7学業・学歴	
記録範囲	児童生徒、児童生徒の保護者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	転入元・転出先の教育委員会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鎌ヶ谷市教育委員会	生涯学習部 学校教育課 学務保健室
	(所在地) 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	該当者名簿	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生涯学習部 学校教育課 学務保健室	
個人情報ファイルの利用目的	学校教育法施行令に基づき、児童生徒の就学に関する情報等を管理するため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5国籍、6学業・学歴 7保護者氏名	
記録範囲	次年度の新小学１年生及び新中学１年生	
記録情報の収集方法	本人、学齢簿システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	進学先の市内各小中学校	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 鎌ヶ谷市教育委員会	生涯学習部 学校教育課 学務保健室
	（所在地）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目６番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル）	☒ 法第６０条第２項第２号 （マニュアル（手作業）処理ファイル）
	政令第２１条第７項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	学校給食費収納管理簿	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生涯学習部　学校教育課　給食管理室	
個人情報ファイルの利用目的	学校給食費及び学校徴収金の収納及び管理を行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号	
記録範囲	市内小中学校に通学する児童生徒	
記録情報の収集方法	市内小中学校、本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称） 鎌ヶ谷市	生涯学習部　学校教育課　給食管理室
	（所在地） 鎌ヶ谷市軽井沢 2 0 4 9 番地 4	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 （マニュアル（手作業）処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備　　考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	「こども１１０番の家」設置協力者台帳	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生涯学習部 生涯学習推進課 青少年センター	
個人情報ファイルの利用目的	こども１１０番の家に関する事務を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号	
記録範囲	「こども１１０番の家」設置に協力していただける市民	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鎌ヶ谷市教育委員会	生涯学習部 生涯学習推進課 青少年センター
	(所在地) 鎌ヶ谷市富岡二丁目６番１号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第６０条第２項第１号 (電算処理ファイル)	☐ 法第６０条第２項第２号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第２１条第７項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	図書館システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生涯学習部 生涯学習推進課 図書館	
個人情報ファイルの利用目的	図書館業務を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2生年月日・年齢、3住所、4電話番号、5団体加入、6障がい	
記録範囲	図書館利用登録者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
	心身の機能の障がい	
記録情報の経常的提供先	図書整理等業務委託（株式会社すばる）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 鎌ヶ谷市教育委員会	生涯学習部 生涯学習推進課 図書館
	（所在地）鎌ヶ谷市中央1丁目8番35号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル（手作業）処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	選挙人名簿	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	各種選挙の執行における本人確認、二重投票の防止のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所	
記録範囲	公職選挙法等の定めにより登載されるべき者	
記録情報の収集方法	本人以外（公職選挙法に基づく）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	委託事業者（各種選挙、例月業務、定時登録の各電算処理）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 鎌ヶ谷市選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局
	（所在地）鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 （マニュアル（手作業）処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	農地台帳システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市農業委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	農業委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	農地に関する情報を管理し、農業委員会の所掌事務を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6家族状況、7職業・職歴、8続柄、9所有農地情報	
記録範囲	農地の所有者および世帯員、農地の地上権、永小作権、質権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者	
記録情報の収集方法	本人、農地法の規定による申請又は届出、農業委員会による農地に関する情報の収集、市民課、課税課	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	千葉県、千葉県農業会議	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鎌ヶ谷市農業委員会	農業委員会事務局
	(所在地) 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル(手作業) 処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	救急事案管理システム	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防本部 警防課	
個人情報ファイルの利用目的	救急事案の情報を適正に管理するため。	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5国籍、6電話番号、7職業・職歴、8傷病歴、9活動記録	
記録範囲	救急要請のあった傷病者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
	病歴	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鎌ヶ谷市	消防本部 警防課
	(所在地) 鎌ヶ谷市右京塚 1 0 番 1 2 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（鎌ヶ谷市）

個人情報ファイルの名称	上級・普通救命講習修了者名簿	
行政機関等の名称	鎌ヶ谷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防本部 警防課 救急救助係	
個人情報ファイルの利用目的	修了証発行及び修了者把握のため	
記録項目	氏名	
記録範囲	上級・普通救命講習受講者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鎌ヶ谷市	消防本部 警防課 救急救助係
	(所在地) 鎌ヶ谷市右京塚 1 0 番 1 2 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	